

青森県報

第六百七十九号

令和五年
十月二十五日
(水曜日)

目次

規 則

○青森県鉄道施設条例施行規則の一部を改正する規則……………(交通政策課) ……一

告 示

○救急病院の設置……………(医療業務課) ……一

○障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……二

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(同) ……二

○漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………(水産振興課) ……二

○特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(同) ……二

公 告

○肥料の登録……………(食の安全・安心推進課) ……二

○特定漁港漁場整備事業計画の公表……………(漁港漁場整備課) ……三

○都市計画の変更案の縦覧……………(都市計画課) ……三

雑 報

○地方独立行政法人青森県産業技術センター人事給与・庶務事務システム等更新業務委託に係る指名競争入札……………(地方独立行政法人青森県産業技術センター) ……三

規 則

青森県鉄道施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第三十号

青森県鉄道施設条例施行規則の一部を改正する規則

青森県鉄道施設条例施行規則(平成十四年十一月青森県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「四月十日」を「四月二十五日」に改め、同項第二号中「七月十日」を「七月二十五日」に改め、同項第三号中「十月十日」を「十月二十五日」に改め、同項第四号中「一月から」及び「まで」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 一月及び二月の使用料として知事が定める方法により算出した額 一月二十五日

附 則

この規則は、令和六年一月一日から施行する。

告 示

青森県告示第六百二十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和五年十月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	認定の有効期限
鳴海病院	弘前市大字品川町一九	令和八年一〇月二五日

青森県告示第六百三十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和五年十月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	名称	株式会社おててつない	主たる事務所の所在地	青森県むつ市大字関根字名子四の三七	障害福祉サービスの種類	名称	キラキラ星	所在地	青森県むつ市大字関根字名子四の三七	指定年月日	令和五・二・一
	事業	就労継続支援B型	障害福祉サービスを行う所	同上							

青森県告示第六百三十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和五年十月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	M, s いしかわ薬局	所在地	青森県弘前市大字石川字石川一〇三の五	指定年月日	令和五・二・一
事業	アサヒ調剤薬局	所在地	青森県東津軽郡今別町大字浜名字中宇田一の二〇	指定年月日	〃

青森県告示第六百三十二号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

令和五年十月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

三中大畑町加入区の項を次のように改める。

大畑町加入区 東区第十八号漁業権の漁場の区域

青森県告示第六百三十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同法第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和五年十月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発起人の住所及び氏名（名称）	西津軽郡深浦町大字戸字家野上一〇一の五〇 舟木 康彦	区域	深浦区域 深浦漁業協同組合の地区	区分	主として底建網漁業
	西津軽郡深浦町大字横磯字下岡崎三六の三 西崎 祥平				

公 告

肥料の登録

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第四条第一項の規定により令和五年十月十六日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和五年十月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

登録番号 青森県第 三八七号	肥料の種類 副産石灰肥 料	肥料の名称 エッグシェ ル	保証成分量 (パーセント) アルカリ分 四一・〇	その他の 規格 の と お り	生産業者の氏 名又は名称及 び住所 日本ホワイト ファーム株式 会社 上北郡横浜町 字林尻一〇二 の一〇〇〇
----------------------	---------------------	---------------------	-----------------------------------	--------------------------------	--

特定漁港漁場整備事業計画の公表

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第一項の規定により、青森県日本海地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたので、同項の規定により公表する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び西北地域県民局地域農林水産部西北地方水産事務所（漁港漁場整備庁舎）に備えて縦覧に供する。

令和五年十月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、弘前広域都市計画区域における道路に関する都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり弘前広域都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

令和五年十月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 都市計画の種類

弘前広域都市計画区域における道路に関する都市計画（三・三・一〇号元寺町向外瀬線、三・四・一号和徳堀越線、三・四・二号富田千年線、三・四・四号元寺町小沢線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

弘前市大字大久保字宮本、大字大久保字西田の各一部

2 追加される土地の区域

なし

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、弘前市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

令和五年十月二十六日から同年十一月八日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

雑 報

地方独立行政法人青森県産業技術センター人事給与・庶務事務システム等更新業務委託に係る指名競争入札

次のとおり指名競争入札により契約を締結するので、地方独立行政法人青森県産業技術センター物品等又は特定役務の調達手続に関する契約事務細則第八条の規定により公示する。

令和五年十月二十五日

地方独立行政法人青森県産業技術センター理事長 坂 田 裕 治

一 指名競争入札に付する事項

次に掲げる役務の調達とし、要求する性能等は、入札説明書による。

人事給与・庶務事務システム等更新業務委託 一式

二 履行期限

令和七年三月三十一日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方独立行政法人青森県産業技術センター契約事務細則第二条第一項から第三項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号（物品等の競争入札参加資格）に基づき青森県が作成する「役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿」に登録され、かつ、入札の日までにAの等級に格付けされた者であること。

3 青森県の定める物品の製造の請負、買入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、開札の時までの間に受けていない者であること。

4 開札の時までに青森県の定める指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、指名競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）、役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し、工程表を提出しなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて令和五年十一月十五日までに地方独立行政法人青森県産業技術センター本部事務局総務室に提出しなければならない。また、提出書類の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

3 提出場所

黒石市田中八二の九

地方独立行政法人青森県産業技術センター本部事務局総務室

電話 〇一七二一五二一四三一

4 提出部数 一部

六 入札説明書の交付等、契約条項を示す場所及び問合せ先

黒石市田中八二の九

地方独立行政法人青森県産業技術センター本部事務局総務室

電話 〇一七二一五二一四三一

七 入開札の日時及び場所

1 日時

令和五年十二月一日（時間は入札説明書による。）

2 場所

黒石市田中八二の九

地方独立行政法人青森県産業技術センター農林総合研究所一階研修室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は地方独立行政法人青森県産業技術センター契約事務細則第三十四条の規定による。

十 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

1 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

2 契約書取り交わしの時期は、落札者を決定した日から七日以内とする。

十二 入札条件

入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、申請書に虚偽の事実を記載した者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 3 契約書作成の要否 要
- 4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Outsourcing of the system update regarding personnel-salary and update general affairs

2 Time limit for tender:

1 December, 2023

(Please refer to a bid manual in time)

3 Contact Point for the notice:

Head Bureau Of General Affairs

Aomori Prefectural Industrial Technology

Research Center

82-9 Tanaka

Kuroishi City, Aomori 036-0522

JAPAN

TEL 0172-52-4311

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭